昭島市告示第２９３号

市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和　８年１１月　２日

昭島市長　臼　井　伸　介

記

１　道路の種類　　市　　道

２　路　線　名　　市道昭島１３号

３　敷地の幅員及びその延長　市道路線供用開始位置図のとおり

４　区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場　所　都市整備部管理課

期　間　令和　８年１１月　２日から令和　８年１１月１６日まで

市 道 路 線 供 用 開 始 位 置 図

＜市道昭島13号＞

供用開始前の表示
- 起点　中神町1167番
- 終点　中神町1157番
- 延長　345.00メートル
- 幅員　12.00メートル

供用開始後の表示
- 起点　中神町1167番
- 終点　中神町1157番
- 延長　462.48メートル
- 幅員　0.00～12.00メートル

供用開始する区間の表示
- 起点　中神町1167番
- 終点　中神町1161番
- 延長　117.48メートル
- 幅員　0.00～12.00メートル



